

## 死亡に関する手続用(介護保険関係)

相続人代表者(※)以外の方が手続される場合は、こちらの委任状が必要です。

※相続人代表者とは、配偶者及び子(亡くなられている場合は孫・ひ孫)、親、兄弟姉妹(亡くなられている場合は、その子)の代表者になります。

# 委任状

(宛先) 氷見市長

令和 年 月 日作成

## 委任者(相続人代表者)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (自署または押印) 被保険者との関係 \_\_\_\_\_

(生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日)

連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

私は次の者を代理人と定め、被保険者死亡に関する介護保険関係の手続について、その権限を委任します。

## 代理人(頼まれて窓口に来る方)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

## 被保険者(お亡くなりになられた方)

被保険者番号										
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_